

議案第3号

南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び南房総市税条例
の一部を改正する条例の制定について

南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基
づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び南房総市税条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

南房総市長 石 井 裕

南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び南房総市税条例
の一部を改正する条例

(南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南房総市
条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条
第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条
第15項」に改める。

別表第2の7の項中「又は特例給付」を削る。

(南房総市税条例の一部改正)

第2条 南房総市税条例（平成18年南房総市条例第54号）の一部を次のように改正す
る。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第
2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第3号 南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び南房総市税条例の一部を改正する
条例

(南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の
利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正) (第1条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
第1条 (略)			第1条 (略)		
(定義)			(定義)		
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。			(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。		
(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。			(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。		
(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。			(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。		
(5)、(6) (略)			(5)、(6) (略)		
第3条～第6条 (略)			第3条～第6条 (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
7 市長	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	7 市長	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
別表第3 (略)			別表第3 (略)		

(南房総市税条例の一部改正) (第2条関係)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第1条～第36条 (略) (市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) <u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第36条の3～第63条 (略) (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略)	第1条～第36条 (略) (市民税の申告) 第36条の2 (略) 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) <u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第36条の3～第63条 (略) (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略)

改 正 案	現 行
第63条の3～第88条 (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) (略) 3 (略)	第63条の3～第88条 (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) (略) 3 (略)
第89条の2～第139条の2 (略) (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号におい	第89条の2～第139条の2 (略) (特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号におい

改 正 案	現 行
て同じ。) (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)、(3) (略) 3 (略) 第140条～第148条 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)、(3) (略) 第150条、第151条 (略)	て同じ。) (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)、(3) (略) 3 (略) 第140条～第148条 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)、(3) (略) 第150条、第151条 (略)

附 則（抄）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。